

川崎市の消費者行政について一緒に考えていただく市民委員を募集します

川崎市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、地方自治法上の市長の附属機関として、川崎市消費者行政推進委員会を設置しています。

この委員会では、消費者行政推進計画の策定、商品やサービスの提供における安全の確保・表示・包装・アフターサービス等の基準の設定など、消費生活全般にわたる施策について、御意見を聴取することにより、消費者行政の推進に取り組んでいます。

学識経験者・消費者代表・事業者代表の委員で構成されており、現委員の任期満了に伴い、次期（第26期）の消費者代表のうち市民から委員2名を募集します。

1 募集人数 2名

2 任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

3 応募資格 令和7年4月1日時点で、1年以上市内在住かつ満18歳以上の方 （本市の附属機関等の委員、本市職員は除く）

4 職務内容 原則、年3回開催の委員会に出席し、御意見を述べていただきます。出席された場合は、日額12,500円（源泉徴収税額・交通費を含む）をお支払いします。

5 応募方法 「申込書」及び「小論文用紙」に必要事項を御記入の上、郵送（当日消印有効）または応募フォーム（Logoフォーム）のいずれかにより、令和6年5月30日（木）から7月22日（月）までに御応募ください。

なお、提出された「申込書」と「小論文用紙」は返却しません。

【市ホームページ URL】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000165759.html>

【郵送先】〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
川崎市消費者行政センター企画係（委員公募担当）

【Logoフォーム】<https://logoform.jp/form/FUQz/570819>

6 選考方法 書類選考及び面接を行い決定します。選考結果は、申込者全員に御連絡します。



川崎市消費者行政センターキャラクター

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター 石渡
電話 044-200-2261

川崎市消費者行政推進委員会 市民委員を募集します

川崎市では、若年者から高齢者まで市民の皆様が、ライフステージに応じて安心して豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活の安全・安心や消費者トラブルの防止に向けて様々な取組を進めています。今後の取組について検討するため、消費生活に関心があり、委員として会議に参加していただける市民委員を募集します！



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

市民委員 募集！

あなたの声を
届けよう！



消費者行政推進委員会とは？

1 委員会・委員の役割

地方自治法上の市長の附属機関です。

2 委員の役割

「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、消費者行政推進計画の策定、商品やサービスの提供における安全の確保・表示・包装・アフターサービス等の基準の設定など、消費生活全般にわたる施策について、市に意見を述べていただきます。

3 委員の人数及び構成

学識経験者(4名)、事業者代表(2名)、消費者代表(3名)の9名で構成されており、消費者代表3名のうち2名を市民から選任します。

4 委員の任期

委嘱日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）です。

5 委員会開催回数及び開催方法

年3回程度（平日）、ZOOMによるオンライン会議 又は 川崎駅周辺の会議室で開催します。
原則として、公開で行います。

6 委員の報酬

月額12,500円(源泉徴収税額・交通費含む)です。

7 その他（注意事項）

- 委員は議会の同意を得るため、略歴（本籍、氏名、生年月日、最終学歴、職歴、資格等）を資料として提出していただきます。
- 川崎市食の安全確保対策懇談会委員との兼務はできません。

市民活動や消費生活に関する経験がある方、川崎市の消費生活をもっと豊かにしたい方、新しい考え方や視点にふれて川崎市の社会課題の解決に力になりたい方など、皆さまのご応募をお待ちしております！

募集期間

申込書は本市ホームページ
からダウンロードできます。

令和6年5月30日（木）から
7月22日（月） 当日消印有効



【お問合せ先】

川崎市 経済労働局 産業政策部
消費者行政センター 企画係
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1-8-9
川崎御幸ビル5階
電話：044-200-2262
E-mail：28syohi@
city.kawasaki.jp

詳細は
裏面へ

選考フロー



選考方法

1 対象者

令和7年4月1日時点で次のすべての要件を満たしている方

- (1) 年齢が満18歳以上の方
- (2) 引き続き本市に1年以上居住している方
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない方
- (4) 本市の職員でない方

2 応募方法

- (1) 「申込書」、「小論文(800字程度)」を記入

◆申込書：氏名、生年月日、住所、電話番号、現在の職業、職歴・活動経験等、応募理由

◆小論文：テーマ「川崎市として、どのように地域と連携しながら、市民への消費者教育・啓発活動を推進するべきか。」(800字程度)

- (2) 郵送またはLogoフォームで御応募ください。

◆郵送先：〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
川崎市消費者行政センター企画係（委員公募担当）

◆Logoフォーム：
<https://logoform.jp/form/FUQz/570819>



※応募Logoフォームはこちら→

3 選考方法

選考委員会による書類選考、面接選考を行い、2名を決定します。

面接は、オンラインまたは川崎駅周辺の会議室にて、30分程度実施予定です。面接対象者には、面接日時・場所等について個別にご連絡します。

4 選考結果の通知

令和6年11月末までに、応募者全員に選考結果を通知します。

ただし、消費者行政推進委員会は市長の附属機関であるため、委員は議会の同意を得て市長が委嘱します。

(参考) 令和5年度 川崎市消費者行政推進委員会 開催状況

①第1回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和5年7月12日

- 議題 1 委員長、副委員長、苦情処理部会委員の選出
2 令和5年度消費者行政事業概要
3 令和4年度消費生活相談年報

②第2回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和6年1月22日

- 議題 1 令和5年度啓発事業の報告
2 令和5年度上半期消費生活相談の傾向

③第3回川崎市消費者行政推進委員会

日時 令和6年3月18日

- 議題 1 令和6年度予算
2 令和5年度苦情処理部会の報告

委員会は、平日の日中に1時間半程度開催します。日常生活に身近な内容なので、特別な資格がなくても大丈夫！



【お問合せ先】

川崎市 経済労働局 産業政策部 消費者行政センター 企画係

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

電話：044-200-2262 F A X：044-244-6099 E-mail：28syohi@city.kawasaki.jp